

## 令和8年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた効果検証等調査業務の概要及び企画書作成事項

### I. 仕様書骨子

#### 1. 業務の目的

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、同年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が成立し、平成24年1月1日に施行された。

本業務では、本特措法及び関連する法令等に基づく取組（福島県をはじめとする関係各県で実施されている除染や特定廃棄物の処理等の事業等。以下、「環境再生事業等」という。）の実施に当たって、その取組に係る計画や環境再生事業等の進捗について、最新かつ正確な情報を解り易く適切な方法により周知することを通じて、環境再生事業等を円滑に実施するための国民の理解を得るとともに、福島県外最終処分及び復興再生土の利用等に対する全国的な理解醸成や原子力災害による風評被害の払拭に努めることを目的とする。

#### 2. 業務の内容（骨子）

業務の目的を達成するため、環境再生事業等を取りまく経済社会情勢を踏まえ、環境再生事業等の理解醸成等に関する取組を企画し、その効果の検証を行うこととする。

業務の実施に当たっては、環境再生事業等と風評被害の払拭に資する施策を一体として広報することに留意し、特に、次のことについては重点的に取り組むこと。

- ・復興再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成を図ること
- ・日本国内のみならず、風評払拭のため海外に向けた情報発信を実施すること

具体的な業務については、以下の1)～3)に挙げるが、これらに限定するものではなく、情報の受け手のニーズの分析、これに応じた適切な啓発・普及方法に関する企画の検討の結果、必要と考えられるものがあれば追加的に柔軟に実施するものとする。

なお、これらの業務の一部については、総合的な企画及び判断並びに業務の進捗管理部分を除き、請負者の管理・指導の下で再委託することを妨げない。（再委託を予定する場合は、その該当部分を企画提案書に明示して提出すること。）

また、これらの業務の実施に当たっては、以下の4)業務の企画・実施の留意事項を満たすこと。

##### 1) 環境再生事業等における理解醸成等に係る戦略の検討

令和7年度には、総理官邸や霞が関の中央官庁等での復興再生利用の実施、「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進に関するロードマップ（当面5年程度）（令和7年8月26日福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け

た再生利用等推進会議決定。以下、「ロードマップ」という。)」が策定されるなど、復興再生利用等の取組が大きく進みつつある。

復興再生利用・福島県外最終処分等を含む環境再生事業等に対する理解醸成等の取組についてもロードマップ等に基づき戦略的に進める必要がある。

#### (1) 理解醸成等の取組に係る戦略等の策定

理解醸成等の各取組を中長期的に計画的に進めるための戦略を策定すること。戦略はロードマップに掲載されている項目について、当面5年程度実施していくべき取組について復興再生利用や県外最終処分の検討の進捗に合わせて盛り込むとともに、各取組の目標や進捗管理についても盛り込むこと。

また、上記の当面5年程度の戦略に沿った形で令和8年度の理解醸成等の取組の実施計画についても策定すること。

なお、本業務の2)、3)についても上記の戦略に沿ったものとする。

#### (2) 理解醸成等の取組に係る進捗管理

環境省が発注する業務（令和8年度環境再生事業等の理解醸成等に関するWebサイト運営業務（以下、「Webサイト運営業務」とする。））、令和8年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた対外発信企画運営業務等）で実施される理解醸成等の各取組の進捗管理を行うこと。進捗管理の方法については、3)環境再生事業等の理解醸成等に関する効果の検討・検証の結果も踏まえるなど、令和8年度又は令和9年度以降の業務の改善に資するものとする。

#### (3) 戦略の見直し及び令和9年度の計画策定

(2)の内容も踏まえつつ、(1)で作成した当面5年程度の戦略の見直し、令和9年度の理解醸成等の取組の実施計画の策定を行うこと。

### 2) 環境再生事業等における理解醸成等に向けた取組

#### (1) 海外向けの広報の実施

環境再生事業等に関連する国際会議等での活用を想定し、広報素材・Webサイト等を製作・更新するとともに、国内向けに作成された広報素材についても必要に応じて英訳等を行うこと。また、福島に対する風評払拭を図るため、海外向けの動画や現地見学の案内に関する英語のサイト等の充実を図ること。

国際会議等で発信する場の一つとして、以下の会議を想定し、作成した上述の広報素材等を使用した出展の実施に当たり、展示物の設営及び展示内容の説明等、運営の補助（英語対応可能な人員を配置すること）を実施すること。

令和8年11月9日から20日に開催予定の第31回気候変動枠組条約締約国会議（トルコ/アンタルヤ）においては、原子力災害からの環境再生の取組が着実に進められていることを国際社会に発信する場として捉え、重点的に取り組むこととし、ジャパン・パビリオンでの出展を想定している。本会議への出展に向けてブースの設置・運営（7

泊9日を想定)及び出展で使用するツールの作成等の必要があるため、効果的な発信を行うための展示内容・運営方法(説明手法)を含む)等を提案し、環境省担当官と相談の上、実施すること。ブースは昨年と同程度の規模を想定すること。

昨年度のブース

- ・サイズ: 800角、
- ・展示内容:ポスターの掲示、タブレット(2台)による展示、モニターによる展示、だるまの設置(集客のための施策)

(COP30: <https://jprsi.go.jp/cop30/ja/showcase/report.html>)

## (2) メディア等を活用した広告の実施

復興再生利用・福島県外最終処分等を含む環境再生事業等に対する理解醸成のため、費用対効果等に留意して適切な媒体による広告の掲載を企画し、環境省担当官と協議の上、必要な調整を実施し、広告掲載を行うものとする。

定期的な広告を含め、福島の風評払拭や環境再生事業等の理解に繋がるこれらの広告掲載においては、福島県内外に対して、効果的な時期に広告掲載を実施すること。また、事業の節目(事業の開始時、完了時、数値的なマイルストーン達成時など)において実施する広告掲載は、環境省が実施する報道発表を補完するものとする。

広告掲載にあたって適宜取材、データの分析・調査等を実施すること。

特に、これまでに実施してきた取組との関連性に留意しつつ、以下の広告を組み合わせ(計20回程度)効果的な施策を提案すること。

提案にあたっては、それぞれの施策において期待できる効果を可能な限り定量的に示すこと(難しい場合は定性的な効果の提示でも構わない)。

・デジタル広告(屋外広告及び交通広告(電車内ビジョンや駅構内サイネージ)を想定)

- ・ポスター広告(書店、図書館等の店舗等での広告)
- ・Web広告(記事広告、SNS・ビデオオンデマンド上のCMやバナー広告等を想定)
- ・テレビ等での発信
- ・YouTubeCMによる広告
- ・新聞(専門紙、地方紙、広告、折込チラシ等を想定)を活用した広告
- ・旅行ガイド冊子等への広告
- ・若者に対する発信力のあるタレントとタイアップした情報発信

## (3) 広報素材の新規作成

現状の環境再生事業等の理解醸成に資する広報素材・Webサイト等の制作状況を踏まえた上で、今後必要となる広報素材を分析し、環境省担当官と協議の上、最新かつ正確な情報をわかりやすく適正な方法により周知できる画像・映像資料、配布物、掲示物等の制作、印刷、適切な保管を行う。制作にあたっては、環境省の提示した内容を基にデザイン・アクセシビリティの観点から理解醸成に効果的な広報素材を提案すること。特に、これまでに実施してきた取組との関連性に留意しつつ、以下の資料を中心に制作すること。

また、作成物が破損・不足した際には修繕・再作成を行い、環境省担当官の指定する場所に送付すること。

- ・「環境再生の歩み」のパンフレット
- ・イベントにて環境省ブースに設置するパネル
- ・復興再生利用に関するポスター・チラシ・リーフレット・パンフレット
- ・日英併記のイベント用パネルの作成

#### (4) 既存の広報素材の更新・印刷

現状の環境再生事業等の理解醸成に資する広報素材・Web サイト等の制作状況を踏まえた上で、環境省担当官と協議の上、以下の配布物、掲示物等の更新を行う。また、メディア向けニュースレターをはじめとする環境再生事業等を説明する場における資料も作成し、適切に保管すること。

また、環境省担当官と適宜相談の上増刷し、環境省担当官の求めに応じ、指定する場所に送付すること。

- ・特定廃棄物の埋立処分事業（特定廃棄物埋立処分施設（英語版含む）及びクリーンセンターふたば）に関するパンフレットの更新及び増刷（合計 1000 部）
- ・FUKUSHIMA FINDER 用のパネル（A0）サイズ 5 枚の作成
- ・「復興再生利用が進んでいます！」のリーフレットの増刷（5000 部）

#### (5) Web ページの作成

「復興再生利用」及び「復興再生土」の認知拡大・定着を図るための特設ページについて、デザイン・コンテンツ等も含め内容を提案の上、制作すること。制作に当たっては、これまでに実施してきた復興再生利用に関する取組や制作してきた広報素材との関連性に留意しつつ、復興再生利用の必要性や安全性が周知できるものを提案し、実施すること。

なお、特設ページは、「福島、その先の環境へ。」サイト内に挿入することを想定しており、ページへの掲載は別途環境省が発注する Web サイト運営業務において実施する。

また、掲載後の簡易な更新は Web サイト運営業務で実施するが、制作した特設ページの構成変更を伴う修正については本業務で実施すること。

#### (6) コミュニケーション基盤の作成

環境再生事業に関する理解醸成等を図るため、環境省と若年層を含む多様な主体がコミュニケーションをとることのできる機会を提案すること。

- ① 環境再生事業に関して関心のある国民と、環境省の双方が発信できる環境省による持続的な運営が可能なコミュニティを提案すること。コミュニティは環境省が持続的に運営可能なものとし、現地見学会・ワークショップ等に参加した学生も参加可能なものとする。
- ② 環境省が中高生を対象として実施する講義に際して、環境再生事業の理解醸成に

効果的な施策となるよう、学校の選定や資料のデザイン等の提案をすること（環境省担当官との相談の上資料・機材等を準備し、運営することを想定。）

### 3) 環境再生事業等の理解醸成等に関する効果の検討・検証

#### (1) 環境再生事業等における理解醸成等に向けた各取組の効果の検討・検証

環境再生事業等の理解醸成等に関して実施する2) (1)～(6)の各取組について、各取組の実施前に、それぞれの取組の効果を可能な限り定量的に把握する適切な手法を提案すること。また、各取組の実施後には、事前に検討した手法を用いて、各取組の効果の検討・検証を実施するとともに、各取組の課題について整理すること。

#### (2) Web アンケート・メディア報道分析・ソーシャルリスニングの実施

海外を含む多様な主体から意見を収集するため、各種アンケート等を実施すること。意見を的確かつ幅広く把握できるような実施方法やアンケート項目について提案すること。実施方法については、下記内容を踏まえたうえで、提案すること。

- ・Web アンケート
- ・施策別アンケート
- ・施策効果検証・分析（例：広報のリーチ数把握、記事や SNS の論調、関連施策の検索数等の分析）
- ・メディア報道分析・ソーシャルリスニング（例：メディア掲載数、広告換算値、SNS リアクション数等の分析）

#### (3) 環境再生事業等における理解醸成等に向けた各取組の改善方策等の検討

(1) で整理した各取組の課題を踏まえ、各取組の改善方策や、より効果が期待される新たな取組等の検討・提案を行うこと。

#### (4) 今後の環境再生事業等に関する理解醸成等方策の検討

(1) 及び(3) で整理した各取組の効果や改善方策等に加えて、契約締結後、環境省担当官より提供する「令和7年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた情報発信業務」及び「令和7年度環境再生事業等の理解醸成等に向けた取組の効果の検討・検証等業務」等の過年度の効果検証事業において実施した各種取組の効果検証、風評の構造分析、風評払拭方策の検討等の結果を踏まえ、今後の環境再生事業等における効果的・効率的な理解醸成等方策を、今後見込まれる事業フェーズごとに具体的に検討・提案すること。

### 4) 業務の企画・実施の留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、環境省の目的・意図及び既存の情報をよく理解しつつ、情報の受け手の情報ニーズを把握・分析して、そのニーズに合致し、情報の受け手の目線で分かりやすく提供することを旨として、そのための体制を整備すること。この

際、情報の受け手については、一般国民、関係自治体の首長、周辺の住民等、様々な対象毎に分けて提案すること。

- (2) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、事後アンケートの実施等により情報の受け手からの意見を常に受け、それに基づく改善を提案し必要に応じて実施すること。
- (3) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、個別の内容・方法を有機的に連携させ、相互に活用して効果及び効率の向上を図るとともに、メディア別の特質を相互に補完すること。
- (4) 啓発・普及・情報提供の内容の総体及び細部について、環境省及び政府全体の施策等との一貫性を持たせるよう常に配慮し、内容等の更新・充実に反映するとともに、環境省が実施している他の業務との連携を図ること。
- (5) 環境省担当官の要請に応じて、必要があれば出張し、現地の撮影や打合せ等を行うこと。
- (6) 環境省担当官からの要請に応じて、迅速に資料の作成等を行うことができる体制を整えること。また、本業務に関する担当者を環境省担当官が指示する場所に、必要に応じて出頭させる等、環境省担当官との連絡調整業務を行うことができる体制を整えること。
- (7) 業務実施に当たっては、環境省担当官と協議のうえ、実行すること。

### 3. 業務履行期限

令和9年3月31日（水）まで

### 4. 成果物

紙媒体：報告書 3部（A4版、200頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省環境再生グループ（環境再生・資源循環局）

復興再生利用・最終処分戦略担当参事官付

福島再生・未来志向プロジェクト推進室

提出期限 令和9年3月31日

### 5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡された

ものとする。

- (2) 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 情報システムを構築・改良する業務にあつては、請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠したシステムを構築すること。
- (6) 動的なコンテンツを含むホームページを作成する場合は（独）情報処理推進機構の下記の情報を参照し、外部からの不正な攻撃などへの情報セキュリティ対策を実施すること。

① 「安全なウェブサイトの作り方」（チェックリストを含む）

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

② 「セキュアプログラミング講座」

<https://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/programming/index.html>

(7) ホームページの構築・運営等を含む業務（イベント等の周知のためのホームページを含む）にあつては、環境省 Web サーバ（www.env.go.jp）内での運用を原則とし、利用するアプリケーション等の都合により別途のサーバ環境を利用する場合であっても、ドメイン名は政府機関の属性型ドメインである「\*.go.jp」を利用すること。

(8) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 7. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 静的コンテンツのみのホームページ作成に当たっては、『みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）』（総務省）及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」の内容を元に策定された JIS X 8341-3:2016 に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン（平成 31 年 4 月 18 日）」及び『Web サイトガイドブック（平成 31 年 4 月 18 日）』に基づくこと。

上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン（WCAG）2.0」

※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等 JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

<https://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」及び『Web サイトガイドブック』

<https://cio.go.jp/guides>

さらに JavaScript (ECMAScript) を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権等の権利侵害を起ささないようにすること
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものをを用いることとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されているバージョンに更新すること
- 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の発行する『安全なウェブサイトの作り方』 (<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>) 等を参考に、既知の種類脆弱性 (クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図しない情報漏洩等) に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無

を定期的に確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと

- (3) 本業務を行うに当たって、企画競争参加希望者は、必要に応じて「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び過年度に実施された同種の業務に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び過年度に実施された同種の業務における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省環境再生グループ（環境再生・資源循環局）

復興再生利用・最終処分戦略担当参事官付

福島再生・未来志向プロジェクト推進室

（TEL:03-3581-2788）

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)

② 法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書

(<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力には半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「「 」」→「' 」」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO<sub>2</sub>)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

## 2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
- ・文章； Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの）
  - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの）
  - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの）
  - ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
  - ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、 PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

## II. 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

### (1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、仕様書骨子の本業務の目的を踏まえ、本業務実施に当たっての基本方針について、必要な条件を含め別紙様式Aに従い記述すること。

### (2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ① 仕様書骨子2. 1) (1)に記述した理解醸成等に係る戦略の策定に関して、ロードマップに掲載されている項目について、当面5年程度において実施していくべき取組について具体的に提案すること。
- ② 仕様書骨子2. 2) (1)に記述した海外向けの広報に関して、第31回気候変動枠組条約締約国会議におけるブース展示において、過年度の展示を参考に多国籍の来客対応を想定し、具体的かつ効果的な集客方法・理解促進方法を提案すること。
- ③ 仕様書骨子2. 2) (2)に記述したメディアを活用した広告の実施に関して、福島県内外に対し、広く適切な復興再生利用等の理解醸成が期待される提案をすること。また、実施時期やそれに応じた媒体などの広告手段が、効果的かつ具体的な提案であること。
- ④ 仕様書骨子2. 2) (3)に記述した広報素材の新規作成に関して、特に資料を制作するとしている事項ごとに、現時点で選択肢として考えられる施策を踏まえながら、具体的かつ適切なものを提案すること。
- ⑤ 仕様書骨子2. 2) (5)に記述したWebページの作成に関して、復興再生利用の必要性や安全性の周知について、具体的かつ効果的なものを提案すること。また、視認性に配慮された内容であること。
- ⑥ 仕様書骨子2. 2) (6)に記述したコミュニティに関して、活発な意見交換が期待されるなど復興再生利用等に関する理解醸成に効果的であり、環境省による持続的な運営が可能な提案をすること。また、講義に関しては、学校の選定や講義プランの提案が環境再生事業に対する理解醸成効果が期待されるものであること。
- ⑦ 仕様書骨子2. 3)で記述した効果の検討・検証に関して、施策の課題や改善点が明確となるような意見収集を可能とする提案をすること。また、収集した意見について、施策の効果検証に適切な分析手法であること。

### (3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

#### (4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

#### (5) 業務実績

過去5年間における本業務に類似する業務（国、地方公共団体等が実施する事業についての理解醸成・情報発信業務、複数媒体を組み合わせた統合的広報業務、調査・分析を通じて施策の改善案を提言する業務等）の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

#### (6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

#### (7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式A)

### 業務に対する理解度

業務の基本方針を御提案ください。



(※) 本様式はA 4版 2枚以内とする。

## 業務の実施方法等の提案

### 1. 仕様書に掲げた実施内容

仕様書骨子に掲げた業務内容のうち

- ① 仕様書骨子2. 1) (1)に記述した理解醸成等に係る戦略の策定に関して、ロードマップに掲載されている項目について、当面5年程度において実施していくべき取組について具体的に提案すること。
- ② 仕様書骨子2. 2) (1)に記述した海外向けの広報に関して、第31回気候変動枠組条約締約国会議におけるブース展示において、過年度の展示を参考に多国籍の来客対応を想定し、具体的かつ効果的な集客方法・理解促進方法を提案すること。
- ③ 仕様書骨子2. 2) (2)に記述したメディアを活用した広告の実施に関して、福島県内外に対し、広く適切な復興再生利用等の理解醸成が期待される提案をすること。また、実施時期やそれに応じた媒体などの広告手段が、効果的かつ具体的な提案であること。
- ④ 仕様書骨子2. 2) (3)に記述した広報素材の新規作成に関して、特に資料を制作するとしている事項ごとに、現時点で選択肢として考えられる施策を踏まえながら、具体的かつ適切なものを提案すること。
- ⑤ 仕様書骨子2. 2) (5)に記述したWebページの作成に関して、復興再生利用の必要性や安全性の周知について、具体的かつ効果的なものを提案すること。また、視認性に配慮された内容であること。
- ⑥ 仕様書骨子2. 2) (6)に記述したコミュニティに関して、活発な意見交換が期待されるなど復興再生利用等に関する理解醸成に効果的であり、環境省による持続的な運営が可能な提案をすること。また、講義に関しては、学校の選定や講義プランの提案が環境再生事業に対する理解醸成効果が期待されるものであること。
- ⑦ 仕様書骨子2. 3)で記述した効果の検討・検証に関して、施策の課題や改善点が明確となるような意見収集を可能とする提案をすること。また、収集した意見について、施策の効果検証に適切な分析手法であること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 版 1 枚に記載すること。

## 業務実施体制 (配置予定管理技術者)

管理技術者

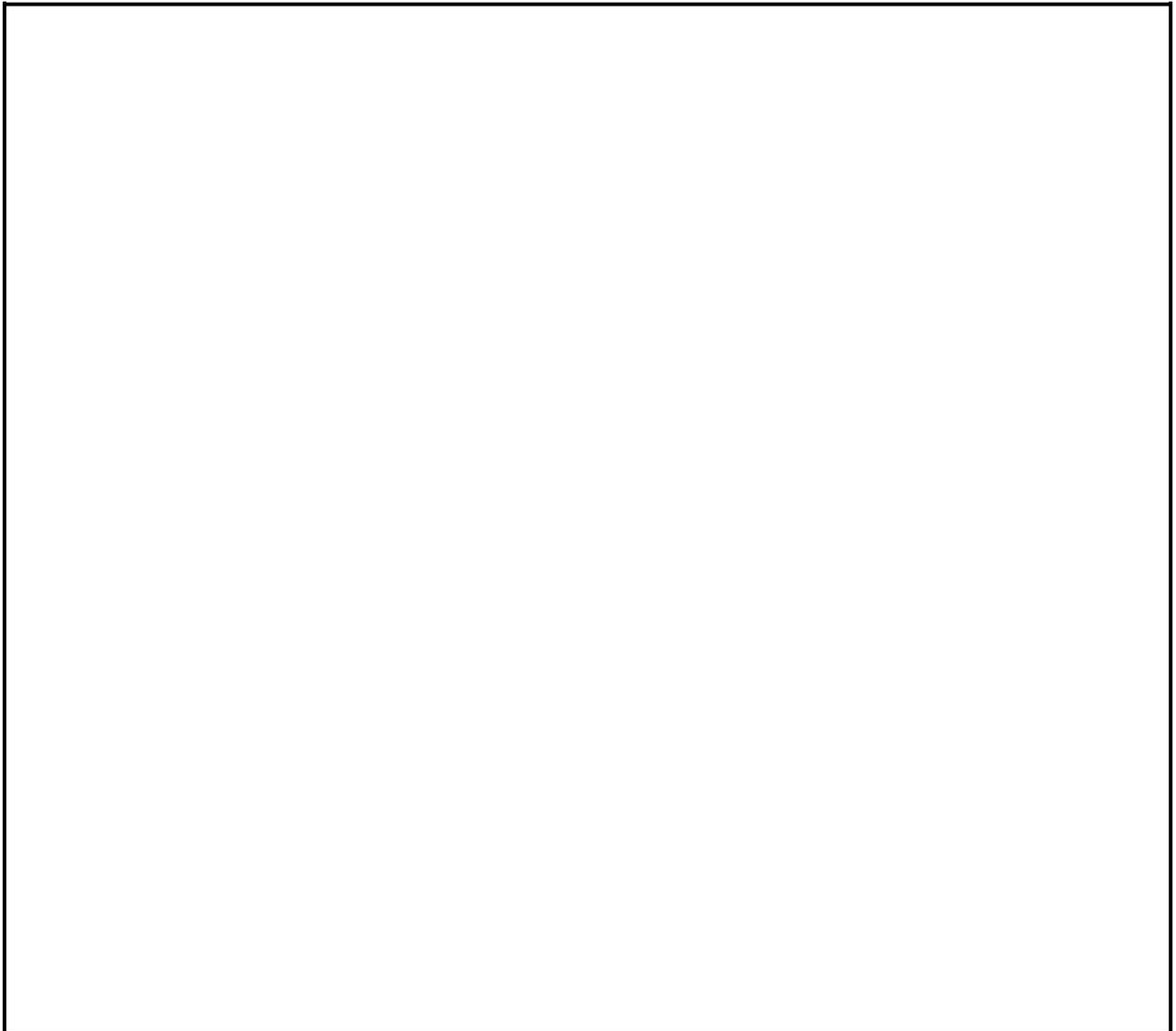
氏名			生年月日		
所属 役職				経験年数 (うち本業務の類似業務の従事年数)	
				年 (                      年)	
学歴 (卒業年次/学校種別/専攻)					
従事技術分野の経歴 (直近の順に記入)					
1)		年	月	～	年 月 ( 年 ヶ月)
2)		年	月	～	年 月 ( 年 ヶ月)
3)		年	月	～	年 月 ( 年 ヶ月)
主な手持ち業務の状況 (手持ち業務の総数: 年 月 日現在                      件)					
業務名	発注機関		履行期間		契約金額
主な業務実績					
業務名			契約金額		
発注機関			履行期間		
○業務の概要					
保有資格					
○主な資格 (技術士など)					

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

(別紙様式D-2)

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）



注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間における本業務に類似する業務（国、地方公共団体等が実施する事業についての理解醸成・情報発信業務、複数媒体を組み合わせた統合的広報業務、調査・分析を通じて施策の改善案を提言する業務等）の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予 定 管 理 技 術 者 の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階： ) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日 )

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が100人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。